

○海上運送法に基づく行政処分等(旅客船事業者)

神戸運輸監理部

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	本社 所在地	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和6年12月24日	ジョイボート淡路島 株式会社	兵庫県 南あわじ市	人の運送をする 旅客不定期航路 事業	輸送の安全の確保 に関する命令	令和6年10月24日に当局が海上運送法第25条第1項の規定に基づく立入検査を実施したところ、乗船基準に従った船長を乗船させないまま運航を行っていた事実が確認された。	<p>下記①～⑤に係る措置について、令和7年1月23日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <p>① 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の35に基づき、乗船基準に従った操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させること。</p> <p>② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>④ 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成する際に、法定職員を適正に確保すること。</p> <p>⑤ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員等に対し、関係法令等について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図ること。</p>